

く過程と表裏をなすものであったともいえよう。そしてそれはときには新たな幻想を生み、また違和や忌避としても表れる。昭和の戦時下の茂吉の問題もその一つであり、また冒頭の小林秀雄にも戻るが、すでに紙幅も尽きた。本稿では、和歌・短歌と近代化との問題の一端を考えてきた。もとより何を「近代」ととらえるかはむずかしいが、日本の近代化は、いろいろな要素が複雑にぶつかりあいながら、個性ある展開を見せている。大正・昭和の短歌など触れられなかった問題は多いが、近代化の過程の中には、人間と文化を考える多くの問いが秘められており、その課題は現在にまで引き継がれている。

(11) 拙著『うたの生成・歌のゆくえ』第四章(成文堂 一九九六年)参照

選挙制度改革以降における自民党の候補者選定¹⁾

浅野正彦

- 一 「公募制度管理委員会」設置の背景
- 二 「公募制度管理委員会」の構成とその運用
- 三 おわりに

本稿では、自民党が衆院選挙における候補者選定に関して正式に公募制と予備選挙を二〇〇五年から採用し始めたことに注目し、小選挙区比例代表並立制下で変わりつつある自民党の候補者選定を紹介することを目的としている。一般的に「公募制」や「予備選挙」は、政治に意欲のある有望な候補者を幅広く発掘したり、政党内の分裂を避けるために候補者を一本化したりする手段として導入される。候補者選定に関して自民党が本格的に公募制や予備選挙を採用し始めたという事実や、二〇〇五年衆院選挙で見られたように総裁が実現しようとしている郵政民営化法案に反対した現職の自民党代議士を公認せず対立候補者を送りこんだという事実は、一九九四年の衆院選挙制度改革がもたらした結果の一つと考えることができる。

中選挙区制下においては、選挙区で議席の空白が生じるたびに、自民党内の諸派閥は自派閥が推す非現職候補者が公認されるよう執行部に対して働きかけた。公認に関する最終決定権は執行部が握っていたが、中選挙区制下で

は公認を逃した非現職候補者が無所属候補として公認候補者が立候補する選挙区から立候補し「共倒れ」になる可能性があったため、執行部は自らが好む主流派候補者ばかりを政党公認するわけにはいかなかった。主流派がバックアップする非現職候補者を優遇して公認してはいたものの、自民党の総議席を過半数以上安定して確保するため、反主流派が推している非現職候補者をも公認し、派閥間で均衡をとりながら政党運営を行っていたと理解できる。

衆院で自民党が安定過半数を占めることができた中選挙区制下では、派閥の領袖が順繰りに自民党総裁(自民党が過半数を占める国会では「総理大臣」と同義)のポストを占めるのが慣行であった。総理大臣のポストを狙う各派閥は、自民党総裁ポストを獲得するため自派閥の勢力拡大を目指した。派閥規模の拡大をめざす各派閥にしてみれば、選挙区に議席の空白が生じた時が勢力拡大の絶好のチャンスである。自派閥が推す非現職候補者が公認され、空白が生じた選挙区から出馬し当選すれば、当選した代議士は各派閥のメンバーに加わり自派閥の規模を拡張できるからである。

しかし、小選挙区制が導入され選挙区定数が一に削減されると、当選するために必要な票数の敷居が高まる。すると政党から公認されない無所属候補者が当選し難くなり立候補しなくなるため、公認候補者の当選を脅かす可能性が減る。また、小選挙区制下では中選挙区制下で一般的に見られた党内派閥間競争はその存在理由を失い、党内派閥は弱体化するため、小選挙区制下では自民党執行部の権限は相対的に増大するはずである。中選挙区制下では、反主流派が推している非現職候補者をも公認し、派閥間でのパワー・バランスを調整しながら政党運営を行っていた執行部も、小選挙区制下では、弱体化した諸派閥へ配慮する必要はなくなり、執行部(＝主流派)が好む非現職候補者を今まで以上に優先して公認するはずである。

執行部が好む非現職候補者とは、小選挙区制下で当選する可能性の高い候補者である。中選挙区制下では特定の利益団体から支持を受ければ候補者は当選できたが、小選挙区制下ではそうはいかない。選挙区からたった一人しか当選しないため、特定の利益団体から支持されるだけでは不十分で、より広範囲の有権者にアピールしなければ当選できない。このような候補者は従来の「県連推薦方式」の候補者選びシステムによってではなく、より広範囲からより有望な人材を選ぶことができる公募制を通じて選ばれ得るのだと自民党執行部が判断したと思われる。小選挙区制の導入によって強化された権限を背景に、今後の政権維持を図るため自民党執行部は公募制と予備選挙による新たな候補者選定方式を本格的に導入し始めたと理解できる。

公募制が従来の候補者選定と異なる点は、公募制を通じて選ばれ当選した代議士は、新たな選挙制度下においては「特定の派閥」からサポートされるのではなく、「自民党執行部」からサポートされたメンバーとして自民党に加わる点である。自民党執行部を構成しているのが主流派であることを考えれば、今後、公募制や予備選挙を通じて自民党代議士になる候補者は主流派に所属すると考えられるが、小泉総裁の発言や政党執行部による一連の政治的意思決定を追うと、従来のように有力派閥に配慮した候補者選びシステムから脱却しようという意図がみとれる。小泉総裁は官邸で太田誠一自民党改革実行本部長と会った際、「派閥はなくならないということとは分かっているが、派閥の機能をなるべく党に移すよう考えてほしい」と指示している(朝日新聞二〇〇五・一一・九)。この総裁の発言を裏付けるように、自民党執行部では、公募制や予備選挙を通じて当選した新人代議士に対して所属派閥に関する制約を課し、候補者が当選した衆院選挙と次回の衆院選挙においては「無派閥」を買かねばならないことを決めた²⁾。また、小泉首相は自民党の新人議員四〇人との会食の席で、二〇〇六年秋の自民党総裁選が終わるまでは党内の各派閥による権力闘争が続くが、総裁選が終わるまで、派閥入りは見合わせるよう助言し「派閥に入らなくても政治家として立派に活動し、選挙が戦える体制を、幹事長と責任をもって作る」(読売新聞二〇〇五・一一・五)と約束している。

二〇〇五年十一月一日に開催された自民党副幹事長会議では、都道府県連に対する党本部の影響力を強め脱派

閥を促進するため、自民党執行部が衆院比例区のプロック単位で組織を整え、その機能を強化する提案が行われた(朝日新聞二〇〇五・二・一八)。具体的な内容は「プロック両院議員会の活性化」である。武部幹事長は、プロックを「派閥に代わるもの」と位置づけ、都道府県連など地方組織に対して、プロックを通じて党本部の方針を浸透させるのが目的であると考えられる。二月二日にはこの衆院比例選における新たな候補者選定方法が採用されることが党の方針として正式に決まった。従来のように、まず都道府県連の推薦を受けてから執行部が公認候補者を決めていた候補者擁立方法とは異なり、まず全国一の衆院比例プロックごとの国会議員が所属する「プロック会議」が都道府県連の意見を集約し、その後、党本部に候補者を推薦する点が新しい。これにより、都道府県連ではなく党本部の副幹事長を中心とするプロック会議の影響力が強められることが期待されている(読売新聞二〇〇五・二・二二)。

こういった自民党本部の一連の動きをみると、新人発掘において派閥がかつて演じてきた役割の重要度がさらに減じる一方で、自民党執行部が「脱派閥路線」を加速しようとしていることがわかる。二〇〇五年衆院選で「無派閥」として当選した八三人の自民党新人議員のうち三割を越える二六人が派閥に所属し始めると報道されているが(読売新聞二〇〇五・二・五)、リクルートメントのプロセスにおいても政党執行部が主導する「脱派閥路線」が「公募制の導入」という形で今後さらに改良され組織化されることが期待される。

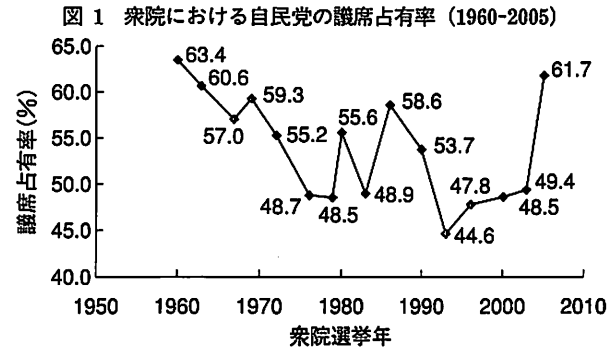
ここでは、二〇〇四年以来自民党内で活発化している衆院候補者選定における公募制と予備選挙導入の試みについて、その背景と概要を紹介する。自民党による候補者の公募制の試みは、自民党執行部による突発的な思いつきというよりむしろ、長期にわたる自民党の弱体化や候補者の「世襲化」の結果であり、選挙制度改革が行われた影響の必然的な現れである。

- (1) 本稿は、浅野正彦著「市民社会における制度改革―選挙制度と候補者リクルート」、慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、一七―一八六ページを修正し加筆したものである。
- (2) 党改革実行本部の事務局次長である山口泰明代議士とのインタビューより(二〇〇五・七・二八)。

一 「公募制度管理委員会」設置の背景

二〇〇四年九月一七日、自民党の「党改革検証・推進委員会」(委員長・安倍晋三幹事長「当時」)は八つの党改革³⁾をめざす「党改革アクションプログラム」を立ち上げ一六の部会を設置しその報告書を提出した。党改革の筆頭に位置づけられているのが、公募制度管理委員会の設置である。その後、自民党は「党改革検証・推進委員会」の名称を「党改革実行本部」へと変更し、安倍晋三幹事長代理(当時)を本部長とし、二〇〇四年一〇月一九日に初会合を開いた。「党改革実行本部」は党改革の一環として候補者育成・プール制度や公募方式の全面展開を目指し、公募による候補者選びを「党改革の大きな柱の一つ」と位置づけ、次期衆院選挙に向けて九都道府県で一四選挙区⁴⁾で候補者を公募することを決めた。対象となる選挙区は現職議員が不在の空白区であった。

自民党が本格的な党改革を具体的に立ち上げた主要な動機は、二〇〇四年夏の参院選の厳しい結果だといえる。実際、二〇〇四年夏の時点の自民党は衆院で過半数を確保できず、一九八九年の参院選で惨敗して以来、参院で単独過半数を占めたことはない。筆者が公募制度管理委員会のメンバー⁵⁾にインタビューした際、公募制度管理委員会設置の理由を尋ねたところ「小選挙区制下では、従来のようなやりかたでは有為な新人候補者を発掘できなくなってきたから」という回答が得られた。二〇〇四年に自民党内に公募制度管理委員会が設置され全国規模で公募が実行され始めたという事実の背景には、自民党の長期的弱体化、世襲議員の増加による弊害、そして選挙制度改革の影響



があると考えられる。

さらに、自民党が公募制による候補者選定方式へと動きだすことに拍車をかけたのは、二〇〇四年四月の衆院埼玉八区補欠選挙である。衆院埼玉八区の現職代議士が公職選挙法違反で辞職したために生じた空白議席を埋める際、安倍幹事長(当時)は公募で候補者を募集することを決めた。八一人にも及ぶ応募者の中から、弁護士柴山昌彦が選ばれた。安倍幹事長が陣頭指揮をとって公募を行い、逆風といわれた選挙区において、しかもわずか二ヶ月の選挙運動で当選したケースである。この衆院埼玉八区における公募の成功が、党改革の一環として候補者公募制度が本格的に導入されるきっかけになったといえる。

1 自民党の長期的な弱体化

自民党が新人発掘において「公募制」や「予備選挙」を正式に導入した背景には、自民党の長期的な弱体化傾向があると思われる。図1は一九五八年以降の衆院における自民党の議席占有率を示したものである。一九五五年の自民党結党以来一九九〇年頃まで、自民党は過半数を超える議席を占め、日本の政治を「一党支配」していたことがわかる。しかし同時に、衆院における自民党の議席占有率は一九六〇年代から一九九〇年にかけて長期的に低下傾向にある。

一九八九年参院選挙後の自民党は、当時野党であった公明、民社両党と連携して国会運営をする、いわゆる「自公民」路線へと方向転換した。一九九〇年以降の自民党は、社会党、新党さきがけ、自由党、保守党、そして公明党と融通無碍に連立を組みながら、日本政治を牽引して運営し続けている。一九九三年衆院選挙では自民党は四四・六%と最低の議席占有率しか獲得できず一時的に政権の座から離れたものの、一〇ヶ月後には誰もが想像しなかった「自社連立」という形で政権を取り戻した。一九九三年から二〇〇三年の衆院選挙までの間、議席占有率は若干上昇傾向にあるものの、依然として過半数を下回っており、自民党単独での政権運営は困難であった。一九九八年参院選挙後の自民党は、自由党と「自社連立」をくみ、その後公明党を加えた「自自公連立」へと発展し、今日の自民党と公明党による「自公連立」を維持している。「郵政国会」とそれに続く二〇〇五年衆院選挙において、自民党は前回の四九・四%から大躍進し六一・七%の議席占有率を維持したものの、この圧勝が有権者の安定した支持によってもたらされたものとは限らず、この勢いがいつまでも続くという保障はない。

安定した政権運営をするためには、選挙において安定過半数を獲得する必要があり、そのためには現職議員が「確実に再選すること」が重要な条件であることは言うまでもない。しかし、何らかの理由で現職議員が選挙に出馬しないために生じる空白区において「どのような候補者を公認し出馬させるか」という問題も同様に重要な条件である。とりわけ二〇〇三年までの自民党は東京など都市部選挙区で議席を確保できていない。二〇〇〇年衆院選挙では、都市部で自民党候補が続々と落選し、森善朗首相(当時)に率いられた自民党は瀕死の状態であった。二〇〇一年に「古い自民党をぶっ壊す」と訴えて小泉純一郎首相が政権を担当して以来、「小泉人気」に後押しされながら二〇〇五年衆院選挙において自民党は大躍進した。自民党は徐々に体力を回復してきてはいるものの、今後いかにして都市部選挙区で「有為な候補者を継続的に発掘し」「議席を安定して確保するか」が緊急の課題である。また、野党第一党の民主党も二〇〇五年衆院選挙においては大きく議席を失い、小選挙区における議席率においては自民党七三%と民主党二七・三%では大きな差がついたものの、絶対得票率においては自民党三二・五八%と民

主党（二四・〇九％）でさほど大きな差がないという事実は重要である。^⑥一九九六年に結成されて以来、民主党は補欠選挙を除く衆院選挙、参院選とも議席を着実に伸ばし政権交代を目指しているという事実を自民党は看過できないはずである。

2 世襲化進展による弊害

二つ目の背景としては、自民党における世襲化の進展が引き起こしている新人発掘における弊害がある。小選挙区比例代表並立制が導入されて以来、若手官僚などかつては自民党が獲得していた保守系の有望な人材が民主党に流れている傾向を指摘できる。^⑦有望な新人候補者が民主党に流れて行く理由は、自民党の空白区のほとんどが「世襲」候補者によって埋められ、世襲以外の候補者が自民党公認候補者選定プロセスに入り込む余地がほとんどないことが考えられる。

小選挙区制が導入されて以降、世襲に対する相次ぐ不満は自民党の地方組織の中で次第に高まっている（朝日新聞二〇〇三・一〇・二三）。小選挙区制では党公認候補は一人しか公認されない以上、候補者選びでは現職が圧倒的に有利な立場にある。世襲の横行は、国政に挑戦しようとする潜在的な政治家にとって、チャンスさえ与えられないということの意味する。

二〇〇三年の衆院選挙で当選した自民党全議員二三七人のうち九一人（三八％）が世襲である。公募制度管理委員会設置の背景には「このままではやがて世襲議員の党になる」との自民党内の危機感がある（読売新聞政治部二〇〇五、頁二六二）。「若い優秀な多くの官僚が民主党から出るようになった。自民党が世襲を続け、閉鎖的で人材を発掘できない党になるなら将来はない」（朝日新聞二〇〇三・一〇・二六）と懸念する自民党宮崎県議の懸念が党本部の本音を集約していると思われる。

3 選挙制度改革の影響

二〇〇四年中旬頃から顕在化し始めた自民党内での候補者公募の制度化の動きは、一九九四年の衆院の選挙制度改革がもたらした影響のひとつと考えられる。選挙区定数が一に削減されると、候補者が当選するために必要な票数の敷居が高まり、政党から公認されない無所属候補者が公認候補者を脅かす可能性が減る。同時に、党内派閥間競争はその存在理由を失い党内派閥は弱体化するため、小選挙区制下では政党執行部の権限は相対的に増大する。他方、中選挙区制下では自民党のように単独で政権を目指す政党は、特定の利益集団を対象とした「個人票追求の選挙戦」を強いられた。しかし、小選挙区制下では当選するために必要な票数の敷居が高まるので、従来のような個人後援会を中心とした選挙戦から脱して、より広い有権者にアピールする「政党中心の選挙戦」になり、今までとは異なるタイプの候補者が当選するはずである。

「公募制度管理委員会」設置の背景として、前述した「自民党の長期的な弱体化」と「世襲化による弊害」という二つの要因が存在し、自民党執行部に公募制を採用させる原動力になったと思われる。しかし、一九九四年に衆院選挙制度が変更されたという構造的な理由もまた、自民党執行部が公募制を正式に採用するに至った重要な要因の一つと考えられる。二〇〇四年に自民党執行部が本格的に公募制を採用するに至るまで、新たな選挙制度下において一九九六年、二〇〇〇年、そして二〇〇三年と三回の衆院選挙が行われた。この三度の選挙結果を見る限り、野党第一党である民主党が、本来であれば自民党が獲得していたであろう有望な人材を政党公認して当選させ、政策に通じた新人代議士を次々と誕生させている事実を自民党は目の当たりにしたはずである。民主党への人材流失を「なんとかしなければ」と自民党執行部は危機感を感じてきたと思われる。選挙制度が変更され党内派閥が弱体化し従来より権限が強まった政党執行部が、新制度下における三回の衆院選挙を経た二〇〇四年に、強力なりーダーシップを発揮し、より開かれた新人公募制を一気呵成に実現しようとしていると考えられる。

- (3) 八つの党改革項目とは、「候補者選考プロセスの改善」「政治資金の一層の透明化」「政策立案能力の向上、党内人事のあり方の改革」「戦略的広報体制の確立」「友好団体との関係構築」「新成長産業等との関係強化」「無党派層【対策などの強化】」「地方組織の強化・活性化」などが挙げられている。
- (4) 候補者の公募実施を決めた選挙区は次の通り。岩手三区、埼玉五区、一五区、千葉二区、四区、東京二〇区、二二区、愛知八区、一一区、一四区、三重二区、京都二区、大阪七区、兵庫三区。
- (5) 党改革実行本部の事務局次長である山口泰明代議士とのインタビューより(二〇〇五・七・二八)。
- (6) 二〇〇五年衆院選における比例代表区における議席率という点では自民党(四二・七%)と民主党(三三・八%)で小選挙区(8)のそれより差が縮まっており、絶対得票率という点では自民党(二五・一四%)と民主党(二〇・四三%)(9)ではその差がさらに縮まっている。
- (7) 自民党は、保守系の有望な新人が民主党に流れる傾向に歯止めをかけるため、国政選挙への立候補を希望する若い人材をあらかじめ党に登録しておく、必要に応じて擁立する「小泉学校」と命名された「候補者バンク」構想を二〇〇三年二月に打ち出した。その内容は四〇歳以下の政治家志望者を公募し、試験や面接を経て登録するというもので、現職議員の引退などで候補者選びがうまくいかない選挙区への擁立を目的としている。小選挙区で擁立する場合、出身地などにこだわらず「落下傘候補」として出馬することも想定している(朝日新聞二〇〇三・一一・二二)。

二 「公募制度管理委員会」の構成とその運用

1 公募制度管理委員会の基本方針

二〇〇四年二月二日に自民党選挙対策本部から提出された「衆院選挙における公募による候補者選定に関する基本方針」に基づき、自民党は公募制度管理委員会を設置した。公募管理委員会は党本部選挙対策本部内に設置され、党本部と当該支部連合会の共催である。同委員会の基本方針のまえがきにはその設置目的について次のように

記されている。

わが党は、日本の明るい未来づくりの推進力となる次代を担う清新で有為な志高い人材を幅広い分野から発掘、育成、プールできる体制を、築いていく方針である。われわれは、これまで政治の分野に携わること躊躇していた方々が政治に参画できる機会を提供するため、「選挙対策要綱」及び「候補者選定基準」に公募方式等による候補者選定を積極的に活用することを明記し、すでにいくつかの選挙区で公募、予備選挙を実施してきた。これまでの実施状況等を踏まえ、わが党は新しく「衆院議員選挙における公募による候補者選定に関する基本方針」を定め、よりオープンで公正な候補者選定を実行しつつ、選挙に勝てる体制を確立していく(8)(下線部、著者)

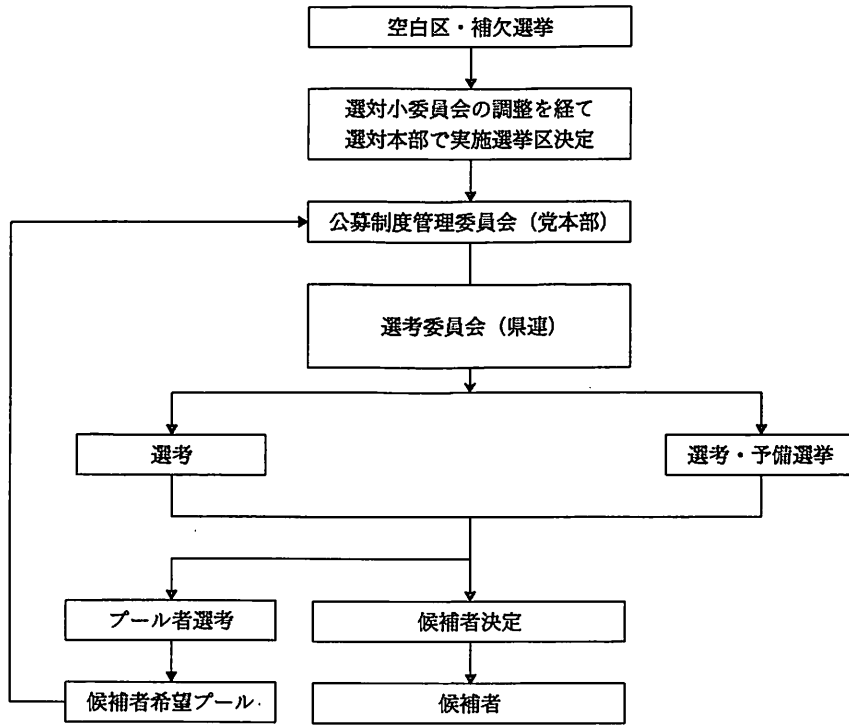
ここに明記されているように、自民党が公募制度管理委員会を設置した目的は「これまで政治の分野に携わることに躊躇していた方々が政治に参画できる機会を提供することであり、今後の自民党を担う「有為な志高い人材を幅広い分野から発掘、育成、プールできる体制を、築いていく」ことであると集約できる。

衆院議員選挙における候補者選定において、自民党が公募や予備選挙を行うのは始めてのことではない(9)。しかし、かつて自民党が行った公募制や予備選挙は選挙区ごとの単発的なレベルに留まるものであり、党本部が明確な基準を公表して全国規模で実施したものではない。今回の試みは「議席の空白が生じるあらゆる選挙区」に適用される、という点で従来の単発的な試みとは大きく異なる。

2 公募制度管理委員会の権限

公募制度管理委員会には二つの権限が与えられている。一つは「制度全体のルールを決定し、その維持、管理を

図2 自民党の公募による候補者選定プロセス



3 選考プロセスの流れ

行う「権限である。もう一つは「候補者の選考方法を決定する」権限である。候補者の選考方法としては①「選考による候補者選定方法」と②「選考及び予備選挙による候補者選定方法」の二つが想定されている。①の選定方法では、選挙区ごとに公募を行い、書類選考を経て面接ののち候補者を選定する手順を採用する。どうしても候補者を一人に絞り込めないときには、有力な候補者数名の名簿を幹事長に提出し、幹事長が最終決定することになっている。②の選定方法では、選挙区ごとに公募を行い、書類選考を経て面接し、数名に絞り込み、予備選挙において候補者を選定する手順を採用している。

公募対象となる選挙区

公募を実施する選挙区は原則として「選挙区支部長があらかじめ決まっている選挙区を除いた」全ての空白選挙区および補欠選挙を行う選挙区である。「基本方針」では「空白選挙区」を次の三つの選挙区と定義している。

- ① 選挙区支部長が不在の選挙区
- ② 現職議員又は選挙区支部長が引退を表明した選挙区
- ③ 選挙区支部長に欠員が生じた選挙区

ある選挙区において政党から「選挙区支部長」に任命されるということは、その選挙区において政党から公認され出馬することを意味する。現職の代議士も国会が解散されれば「ただの人」であり、自民党から公認され、選挙で当選し代議士に再任されるまでの選挙期間中における公的な立場は「選挙区支部長」ということになる。

また、公募を実施する選挙区を特定するのも党本部選挙対策本部である。その特定プロセスは、まず党本部において選挙対策小委員会が形成され、その小委員会が「当該公募実施選挙区を含む都道府県支部連合会（支部連合会）の意向を十分に聴取し、調整を経たうえで、党本部選挙対策本部において決定する」と定められている。

図2は二〇〇四年以降自民党が本格的に導入している公募による候補者選定のおおまかな流れを示している。衆院の小選挙区で空白区が生じると、選対小委員会の調整を経て、選対本部において公募を実施する選挙区を決定する、というのが自民党の公募による候補者選定プロセスの第一段階である。その後、党本部に設置されている公募制度管理委員会の下部組織であり公募の実行部隊である各県連の選考委員会が応募者を審査する。審査の第一段階では、履歴書に記載された応募者の個人情報と一切伏せた状態で、提出された作文を審査委員が審査する。応募者の個人情報と審査委員に公開されるのは、作文による第一次審査を通過した応募者のみである。審査の第二段階では、選考委員会は、書類審査と面接

表2 千葉県公募制度管理委員会の当該支部連合会委員名簿

当該支部連合会 (5人)	支部連合会会長	浜田靖一 (衆)
	幹事長	金子和夫
	公募実施選挙区の地域代表	夷川幸夫 (衆) (選挙対策委員長)
他二名 (状況に応じて)	青木重之 (県議2区代表) 田久保尚俊 (県議4区代表)	

表1 自民党公募制度管理委員会の構成 (2005年8月4日現在)

役職	氏名	所属派閥
幹事長	武部 勤 (衆)	山崎派
幹事長代理	安倍晋三 (衆)	森派
組織本部長	不在	
広報本部長	根本 匠 (衆)	堀内派
総務局長	二階俊博 (衆)	二階グループ
青年局長	金子恭之 (衆)	山崎派
女性局長	上川陽子 (衆)	堀内派
支部連合会会長		
幹事長		
公募実施選挙区の地域代表		
他二名 (状況に応じて)		
当該支部連合会 (5人)		
民間有識者 (3人)		

による方法あるいは予備選挙による方法で公認候補者を一人に絞り最終的な選挙区支部長を選定する。その後、自民党県連が党本部に候補者を申請し、党本部が当該候補者を公認するといふのがおおまかな候補者選定プロセスである。

4 公募制度管理委員会の構成

公募制度管理委員会は党本部から七人、当該支部連合会から五人、そして民間有識者から三人の計一五人で構成されている。その構成メンバーは表1に示すように、自民党の幹事長を筆頭に、幹事長代理、組織本部長、広報本部長、総務局長、青年局長、そして女性局長の七人が自民党を代表している。自民党支部からは支部連合会長、幹事長に加え公募実施選挙区の地域代表など五人、そして民間有識者三人が加わっている。

公募制度管理委員会は、それぞれの当該支部連合会から選ばれた代表五人を加えることによつて、基本的に空白区が生じた各小選挙区ごとに形成される。しかし、県連が公募選挙区を複数抱えている場合は、委員会を一つにまとめることもできる。例えば、二〇〇五年の衆院選挙において公募選挙区を千葉二区と四区の一つを同時に抱えている千葉県公募制度管理委員会の

委員名簿の「当該支部連合会」の部分は、表2のようになる。表1の「当該支部連合会」の部分だけが、表2に示されているメンバーで置き換えられる。委員会を一つにまとめるために、衆院千葉二区と四区からはそれぞれ一人ずつ県議が選挙区の代表者として委員名簿に名を連ねている。

いずれの都道府県の公募制度委員会においても、党本部所属の七人は同一メンバーであるが、当該支部連合会から委員会に加わる五人のメンバーは、各小選挙区によつて異なる。支部連合会会長、幹事長、公募実施選挙区の地域代表地域代表を選ぶ際には地域組織の一任を得ることが必要とされている。また、三人の民間有識者委員に関しては、党本部選挙対策本部が責任をもつて選ぶこととされている。民間有識者の任期は、それぞれの衆院選挙ごとであり、再任はしない。

応募資格・公募要項

応募資格は「日本国籍を有する満二十五年以上の者」であるなら、誰でも応募できる。また「当該公募実施選挙区に在住していない者の応募も認め」ているため、いわゆる英国内で一般的な「落下傘候補者」(Parachuter)が登場することを想定していると思われる。公募要項には申込(受付)期間、選定方法、審査基準、及び応募に必要な提出書類(申請書、履歴書、戸籍謄本、住民票、党の基本政策についてのアンケート、論文)などが記載されている。申請者は公募に応募する動機などに関して「論文」の提出が義務付けられている。表3は二〇〇五年衆院選において、自民党都道府県が公募において要求した論文

表4 選考委員会の委員名簿（千葉県支部連合会の例・2005衆院選前）

	役職	氏名	派閥
千葉県支部連合会委員 (10人)	会長（委員長を兼ねる）	浜田靖一（衆）	
	選挙対策委員長	夷川幸夫（衆）	
	幹事長	金子和夫	
	参議院議員	椎名一保（参）	
	市議会議員（衆院2区代表）	松戸敏雄	
	県議会議員（衆院2区代表）	佐藤正巳	
	県議会議員（衆院2区代表）	青木重之	
	県議会議員（衆院4区代表）	田久保尚俊	
	県議会議員（衆院4区代表）	田口 賢	
	市議会議員（衆院4区代表）	田久保好晴	
民間有識者 (2人)	千葉科学大学教授	小枝義人	
	神道政治連名千葉県本部長	北山彦彦	
党本部委員 (1人以上)	党本部幹事長又は幹事長指名 による者1名以上		

表3 自民党都道府県連の公募における提出論文テーマ（2005年総選挙）

都道府県	論文テーマ	字数制限
愛知県	「政治に対する信条と今後の政策課題」	400字10枚程度
京都	「政治に対する信条と今後の政策課題について」	400字10枚
	「京都がかかえる政策課題と今後の展望について」	400字5枚
熊本	「政治に対する信条と熊本県の課題について」	400字10枚以内
埼玉	「埼玉からこの国を変えたい、よくしたい」	400字10枚以内
神奈川	「日本の財政の健全化について」	400字10枚以内
	「国政の問題を一つ取り上げて論ぜよ」	400字10枚以内
千葉	「政治に対する考え方および理念」	400字5枚以内
大阪	「大阪の復権と21世紀の日本」	400字8～10枚
東京	「日本国憲法について」	400字5枚以内
	「国政の問題を一つ取り上げて論ぜよ」	400字5枚以内
兵庫	「21世紀の日本の歩み方について」	400字5枚以内
福岡	党本部による公募であったため、県連には論文を提出せず	
長野		
秋田		

出典：自民党各県連に電話で2005年12月26日に確認。
 字数制限にある「400字」とは「400字詰め原稿用紙」という意味である。
 京都、神奈川、東京に関しては二つのテーマの論文提出が要求されている。

の題目と字数制限を示している。

5 選考委員会

公募制度管理委員会のもと、応募者の選考を実際に遂行するため、各都道府県連には選考委員会が設置されている。選考委員会は当該支部連合会内に設置し、当該支部連合会と党本部の共催とされている。選考委員会は、公募要項で定められた二つの選定基準のいずれかによって、応募者の選考に関する実際上の管理と運営を行う。党本部の選考委員会は、必要に応じて選考過程に出席し、応募者を選考する際の最終面接には、少なくとも一名の党本部の選考委員（党本部幹事長又は幹事長指名による者）が直接当該公募選挙区に向くよう定められている。また、書類選考と最終面接を行っても、候補者を選定できない場合には、再度公募を実施することになっている。選考委員は当該支部連合会、党本部及び民間有識者から構成され、原則として合計一〇人以内で構成する。選考委員会の委員長は、当該支部連合会会長が勤める。例えば千葉県支部連合会選考委員会の委員名簿は、表4に

示すように、一〇人の千葉県支部連合会委員、二人の民間有識者、そして一人以上の党本部委員の合計一三人から構成されている。

6 予備選挙

選考委員会は、予備選挙が公正かつ適正に行われるよう監視委員会を設置し、予備選挙による候補者選定に関する管理や運営は当該選挙区内で構成される一〇人以内の選考委員会が行うことになっている。予備選挙の実施要綱も当該支部連合会が作成する。予備選挙で投票する有権者の資格は、自民党総裁選挙に準ずるものとし、前二年間継続党員・党友・国民政治協会会員であり、有権者名簿は一般には公開されない。有権者はハガキ郵送によって投票すると定められている。

複数の候補者が公募に応募した場合、選考委員会は書類審査と面接によって一人の候補者に絞る「選考」方式か選挙によって一人の候補者に絞る「予備選挙」方式のどちらかを選ぶ。「有権者が政党の候補者を選ぶ」という考え方があれば、選考委員会が書類審査と面接によって一人の候

補者に絞り込むという選定方法より、自民党員による予備選挙によって公認候補者を選ぶほうが透明性がより高いといえる。しかし、透明性は高いものの、予備選挙を行うと選挙に勝ち抜いて自民党から公認された候補者側と落選した候補者側の間に、都道府県連レベルで「しこり」が残るといふ問題もある。どちらの選定方式を採用するかは、それぞれの選挙区支部が置かれている状況に応じて都道府県連ごとにアドホックに決められている。

当該支部連合会は、予備選挙の落選者が他党又は無所属から立候補することなどの事態を防ぐため、予備選挙実施時（立候補時）において、その旨の「宣誓書」を候補者に記載させ、当選者への協力を確認することになっているが、それは予備選挙によって生じる「しこり」対策と思われる。なお、落選者の処遇・対応については、今後検討すべきこととしている。

(8) 自由民主党選挙対策本部「衆院選挙における公募による候補者選定に関する基本方針」、平成十六年十二月二日発行。

(9) 小選挙区比例代表並立制下における第一回総選挙（一九九六年実施）に向けた自民党改革本部の検討委員会では、一九九四年の時点において衆院選挙候補者の公認基準案として、現職優先を基本とし、新人発掘には「公募・コンテスト方式の導入も考慮する」が挙げられている。例えば、一九九六年衆院選において自民党が宮城一区の公認候補を公募した際、弁護士の浅野公道が応募し、自民党宮城一区支部は選考委員会を開き、浅野を擁立することを決めている（朝日新聞一九九六・五・一五）。

(10) 党改革実行本部の事務局次長である山口泰明代議士とのインタビューより（二〇〇五・七・二八）。

(11) 党改革実行本部の事務局次長である山口泰明代議士とのインタビューより（二〇〇五・七・二八）。

三 おわりに

本稿では、二〇〇六年の衆院選以来自民党が候補者選定に関して正式に公募制と予備選挙を採用し始めたことに

注目し、小選挙区比例代表並立制下で変わりつつある自民党の候補者選定を紹介してきた。自民党による候補者の公募制の試みは、自民党執行部による偶発的な思いつきというよりむしろ、長期にわたる自民党の弱体化や候補者の「世襲化」の結果であり、選挙制度改革が行われた影響の必然的な現れであると思われる。

一九九六年の衆院選挙で小選挙区比例代表並立制が導入されたことを契機として、自民党執行部は、派閥の領袖や自民党の地方組織に対して従来よりも強力な権限を行使できるようになった。一九九六年、二〇〇〇年、そして二〇〇三年と三回の衆院選挙を経て、自民党は従来とは異なる候補者の選定方法を模索し採用し始めた。一九五五年の自民党結成以来一般的に行われていた県連推薦方式というボトム・アップ式の非現職候補者の選定方法は依然として存在しているものの、二〇〇四年以降は公募制と予備選挙を正式に採用し始め、より有為な非現職候補者を広く募り始めた。自民党の脱派閥化の傾向と権限を強めつつある執行部の傾向はさらに勢いを増し、二〇〇五年の衆院選挙においては、首相や幹事長が直接面接して人選するトップ・ダウン方式が採用された。

小泉総理の決断によってもたらされた「郵政解散」とそれに続く二〇〇五年衆院選挙においては、小泉政権の公約であった郵政民営化法案に三七人の現職自民党代議士が反対票を投じた。党本部はこれらの「造反議員」を公認せず、追い討ちをかけるように、執行部が独自に選んだ対立候補者を公認して出馬させるといふ、自民党の常識を覆すような候補者選定が行われた。これは一時的な現象なのか、それとも選挙制度改革が自民党の候補者選定プロセスに与えている影響なのか？ それを検証するためには、ポスト小泉以降における自民党の今後の候補者選定方法を注意深く観察し続ける必要がある。

参考文献

朝日新聞。

読売新聞。
読売新聞政治部「自民党を壊した男 小泉政権一五〇〇日の真実」(新潮社、二〇〇五年)。
自由民主党選挙対策本部「衆院選挙における公算による候補者選定に関する基本方針」(平成十六年十二月二日発行)。

熊沢蕃山と岡山藩主池田光政

高柳俊哉

-
- 一 はじめに
 - 二 池田光政
 - 三 光政と蕃山
 - 四 蕃山の学問
 - 五 藩校の成立
 - 六 結び

一 はじめに

内村鑑三は、熊沢蕃山(元和五〜元禄四・一六一九〜九二)について「雄藩岡山の未来の財政家にして行政家、その主宰せし國に今日もなほ見らるる幾多の永久的改革事業の創始者であつた。藤樹にして此の人のほかに一人の弟子なかりしとするも、彼は猶ほ我が国最大の恩人の一人として記憶せられたであらう。」と述べている。寛永十一年(一六三四)十六歳で岡山藩主池田光政に仕えて、小姓となり武芸に専念した蕃山は、二十歳で一度その地位を退き祖母